



障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根 『サンスポート駒ヶ根』ご利用案内

障がいのある方が安心してスポーツやレクリエーションに取り組める環境づくりを目指しています。

1 利用登録について

(1) 登録のできる方



「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の交付を受けた方を原則とします。
また、手帳交付のない方でも下記のいずれかの証明書で登録ができます。

| | |
|---|-------------------------|
| ア 障害基礎年金証書 障害厚生年金証書 | : 日本年金機構発行 |
| イ 在園（学・籍）証明書 | : 在園（学・籍）施設・特別支援学校、学級発行 |
| ウ 医療受給者証 | : 保健所・市町村発行 |
| エ 各福祉手当 受給証 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別障がい者手当 ・経過的福祉手当など | : 福祉事務所発行 |
| オ 精神障害者に対する社会復帰 社会参加等の事業に参加して いる証明となるもの | : 保健所、病院等発行 |
| カ 障害者福祉サービス受給者証 | : 市町村発行 |



■身体障がいの方は身体障害者手帳のある方に限らせていただきます。

■証明書は概ね1年以内に発行されたものとし、証明書の有効期限までの使用登録期間となります。必要に応じ更新手続きが必要となります。

(2) 保護者や介助者の利用について

- ア 保護者及び介助者は、障がいのある方1名につき1名まで一緒に利用できます。
- イ 保護者及び介助者は、中学生以上で「障がいのある方の安全管理ができる方」とします。
- ウ プール混雑時には、安全管理上の利用制限に準じ、介助者の人数調整をさせていただきます。

2 利用方法について

(1) 個人利用のお客様

- ア センター受付にて上記登録手続きの後、利用証を発行します。2回目以後は利用証の提示で利用できます。
- イ 利用証はサンアップル、サンスポーツ共通です。



(2) 団体利用のお客様

- ア センター所定の「団体利用申込用紙」に必要事項をご記入の上、お申込みください。仮予約の後、他の予約状況と調整して決定の連絡をします。
■夏期混雑時等は利用時間、利用人数を調整していただくことがあります。
- イ 利用日の3ヶ月前から予約が可能です。電話・FAXによる申込みもできます。
- ウ 団体人数は10名以上20名以内とし、その半数以上が障がいのある方を原則とします。※人数についてはご相談ください。
- エ 団体利用時には個人登録の必要はありません。



(3) 利用時間について

プールは年間を通じてご利用いただけます。

- ア プール開館時間 平日（月・木曜日）は13時から18時まで
（遊泳時間は17時45分まで）
土・日・祝日は10時から17時まで
（遊泳時間は16時45分まで）
- イ プール休館日 火・水・金・年末年始等



(4) 利用上のお願い

- ア 健康及び安全面の管理は本人、介助者または団体利用責任者の責任において利用してください。
- イ 健康及び安全面で不安があると判断した場合は利用をお断りすることもあります。
- ウ 水着、スイミングキャップ等は個人でご用意ください。貸出しの準備はありません。
- エ 浮具や遊具の持ち込みはできません。センター備え付けの物をお使いください。
- オ プールサイドは介助の方も水着着用をお願いします。
- カ おむつを着用したままの入水はできません。
- キ 指定されたコースをご利用ください。小さなお子様の歩行コース利用はご遠慮願います。
- ク メガネ、時計、ピアス、ネックレスなどを着用したままの入水はできません。
- ケ **小学校高学年**（注1）以上の方は同性更衣室及び家族更衣室を使用してください。
（注1）小学校高学年とは県条例の定める10歳を超える児童をいいます。

ご利用お待ちしております。



〒399-4117

駒ヶ根市赤穂 1694 長野県看護大学内

障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根

「サンスポーツ駒ヶ根」

事務所休館日：第2火曜・毎週水曜・年末年始等

電話・FAX 0265-82-2901

E-mail ks2sport@mx2.avis.ne.jp